

福知山市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を制定しました。

平成25年度福知山市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成26年2月1日制定

1 目的

障害のある人が地域で自立した生活を送るには、雇用の拡大と、就労の促進によって経済的な基盤を確立することが重要である。

このため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の拡大を図り、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進につなげることを目的に、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進方針を定める。

2 適用範囲

方針の適用範囲は、福知山市役所の全ての機関とする。

3 調達を推進する物品及び役務等

調達を推進する物品及び役務等については、これまでから調達をしている物品等の一層の活用を図るとともに、これまで調達の実績のない物品等の調達についても検討する。

（調達対象と考えられる物品等の例）

（1）物品

- ・手工芸品（置物、アクセサリ、袋、コースター等）
- ・日用品・雑貨類（たわし、入浴剤、洗濯ばさみ等）
- ・農作物（野菜、豆類等）
- ・食品類（弁当、パン、菓子等）

（2）役務

- ・清掃・除草業務
- ・軽作業

4 福知山市障害者就労促進センターの活用

物品調達や委託業務の受注受け皿として福知山市障害者就労促進センターを活用し、福祉的就労が可能な業務の拡大を図る。

5 当該年度に調達を推進する物品等及びその調達の目標

平成 25 年度の調達目標を、以下のとおりとする。

(前年度実績 + 10%)

区分	平成 25 年度 調達目標	平成 24 年 度実績額	内容
物品	23,037 千円	424 千円	コサージュ、布袋等
役務		20,519 千円	環境パークプラスチック選別 業務、除草、清掃等
合計	23,037 千円	20,943 千円	

6 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品、役務を本市各部署へ情報提供する。

7 調達方針及び調達実績の公表

福知山市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針及び物品等の調達実績は、市ホームページ等により公表する。

8 その他

物品、役務の契約にあたっては、福知山市財務規則の定めによることとする。